



鳥取県公報

平成 25 年 11 月 19 日(火)
第 8 5 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (821) (医療指導課) 2
	保安林の指定予定 (822) (森林づくり推進課) 2
	森林法施行規則による害虫の指定 (823) (〃) 3
	土地改良区の役員の住所の変更 (824) (中部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 3
	生産事業者講習会の開催 (森林づくり推進課) 5
	土地収用法による審理の開始 (技術企画課) 5
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (消防防災課) 6

告 示

鳥取県告示第821号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成25年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	構造式
α-PBP ピペリジニア ナログ	1-フェニル-2-(ピペリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類	
A-836339	N-[3-(2-メトキシエチル)-4,5-ジメチル-2(3H)-チアゾールイリデン]-2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類	

鳥取県告示第822号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町中字大光685、700、字真谷701、734、字肥735、767、768、字中山769の1、769の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字大光700（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第823号

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第60条第1項第6号に規定する知事が指定する害虫として、カシノナガキクイムシを指定する。

平成25年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年11月19日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

理 事	永 田 恭 彦	変 更 前	東伯郡北栄町東園407
		変 更 後	東伯郡北栄町東園648-14

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成25年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成26年2月14日（金）午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成26年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 - (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成26年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 - (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 - (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 受験願書の受付期間
平成25年12月2日（月）から同月5日（木）まで
なお、郵送による場合は、平成25年12月5日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 6 受験願書の提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）
- 7 受験願書の添付書類
- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成26年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとし、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とする。）
 - (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
 - (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。
- 8 受験手数料及び納付方法
受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。
なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10の(2)の問合せ先に相談すること。
- 9 合格者の発表等
- (1) 平成26年3月12日（水）午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、平成26年3月31日（月）（必着）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。
 - (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。
- 10 その他
- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に

関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。
(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話0857-26-7204）に問い合わせること。

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成25年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成26年1月23日（木）午前9時から午後4時まで

(2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県農林総合研究所林業試験場

3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成26年1月9日（木）までに住所地を管轄する県地方事務所を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成25年11月19日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 期日

平成25年11月22日（金）午後2時30分

2 場所

西伯郡大山町末長500

大山町役場大山支所1階 会議室-1

3 件名

二級河川阿弥陀川砂防災害復旧工事（鳥取県西伯郡大山町坊領地内及び同町豊房地内）及びこれに伴う附帯工事

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県消防防災航空隊ヘリコプター飛行報告システム構築業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成26年3月31日まで

(4) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、入札説明書に示す方法に従って計算した金額の合計額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に105分の5を乗じて得た数（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年11月29日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成25年11月19日（火）から同年12月17日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店所在地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県消防防災航空センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県消防防災航空センター

電話 0857-38-8125

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

平成25年11月19日（火）から同年12月6日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41676>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年11月19日（火）から同年12月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年12月17日（火）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月16日（月）午後5時とする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年12月6日（金）正午までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をしたものを落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。